

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目    | 質問                                     | 回答   | 掲載日   |
|-----|-------|--|--|-------|
| 1   | 接種対象者 | 通所サービスを受けている高齢者は、その事業所で接種を受けることは可能ですか。 | 施設内で接種することも可能ですが、接種医の確保、準備等調整は施設で行っていただく必要があります。なお、通所による介護サービス（通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）事業所内又は同一敷地内にある併設診療所若しくは施設内で、通所サービス利用者に接種を行う場合は、入院・入所者に準じ、他市町村に住民票のある利用者にも接種できるとします。この場合に住所外接種の届出は不要です。（6月30日回答変更）<br>※「住所外接種届出」とは、住民票所在地と異なる市町村に居住している方が、お住まいの市町村で接種を希望する場合に、接種を行う市町村に事前に届出を行うことをいいます。                      | 2月24日 |
| 2   | 接種対象者 | 65歳以上の高齢者とは、接種日時点で判断されますか？             | 接種日時点ではなく、令和3年度中に65歳以上に達する方が対象となっています。（昭和32年4月1日以前に生まれた者）  | 2月24日 |
| 3   | 接種対象者 | 65歳未満の入所者の接種時期はいつですか？                  | 各年齢区分の中で接種予約を開始できるのは発表スケジュールのとおりです。<br>「新型コロナウイルスワクチンの接種対象者、接種予約に必要なクーポン券の送付状況について」<br><a href="https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140104.html">https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140104.html</a><br>なお、施設内で接種することも可能ですが、接種医の確保、準備については施設で行っていただくようお願いいたします。（6月30日回答変更）                                   | 2月24日 |
| 4   | 接種対象者 | 高齢者施設の従事者の範囲は決まっていますか？                 | 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス等）において、利用者に直接接する職員が含まれます。なお、サービスの種類、職種は限定しません。高齢者施設の従事者の範囲は雇用関係がある場合に限定されず、委託業者も除外されません。（6月30日回答変更）  | 2月24日 |
| 5   | 接種対象者 | 従事者は住民票所在地で接種するのですか？                   | 原則、住民票所在地の接種体制に応じ、接種実施医療機関で予防接種を受けます。<br>その際、高齢者施設が発行する優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書（様式3）」を、市町村から発行された接種券とともに持参することで、接種することができます。<br>なお、高齢者施設の入所者と同時期に接種する場合、住民票所在地が名古屋市内であっても、接種券付き予診票により、施設内で接種を受けることができ、その場合には「証明書」は必要ありません。（4月16日追記）<br>6月30日以降は、接種券付き予診票を医療機関等で使用できるようになります（「6月24日通知」）が、その際は、入所者と従事者が別々でも接種可能で、証明書も不要です。（6月30日追記） | 2月24日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目    | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|-------|---|---|-------|
| 6   | 接種対象者 | 従事者は施設内で接種可能ですか？<br>また、施設で接種体制が準備できなかった場合、従事者の接種はどうなりますか？ | 市町村と施設の体制が整う場合等一定の要件を満たせば、施設内で入所者と同時期に接種可能です。<br>(以下の<考え方>及び【一定の要件】を参照してください)<br>なお、何らかの事情により、入所者と同時に接種ができなかった従事者の方については、6月30日以降、接種券付き予診票を医療機関で使用することができるようになります(「6月24日通知」)。その際は、入所者と従事者が別々でも接種可能で、証明書も不要です。(6月30日追記)<br><考え方><br>高齢者施設の従事者の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後も高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスター抑止する対応を行う必要があることから、従事者は、高齢者に次ぐ順位と位置付けられています。<br>そのため、市町村及び施設の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす施設において施設入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされています。<br>【一定の要件(目安)】<br>・市町村及び高齢者施設双方の体制が整うこと<br>・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること<br>・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること | 2月24日 |
| 7   | 接種医   | 施設の嘱託医が新型コロナウイルスワクチンを扱えるのかはどのように確認するのですか？                 | 新型コロナウイルスワクチンの接種ができる医療機関(コロナワクチンの接種医)になるには、嘱託医が新型コロナウイルスワクチンの接種委託医療機関になる手続き(集合契約に参加)が必要です。なお、手続きが現時点でされていない状態であっても、手続きを行えば可能です。   | 2月24日 |
| 8   | 削除    |   |   |       |
| 9   |       |   |   |       |
| 10  |       |   |   |       |
| 11  |       |   |   |       |
| 12  | 接種券   | 住民票が市外の入所者の接種券はどのように入手しますか？                               | 原則、住民票所在地の市町村が住所地あてに発送する接種券をお使いいただくこととなりますので、接種時期に間に合うよう取り寄せてください。<br>なお、接種日までにやむを得ない理由で入手が困難な方の接種券については、後日、入手困難な対象者をリストにより交付申請いただくことを想定しています。  | 2月24日 |
| 13  | 削除    |   |   |       |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目         | 質問   | 回答   | 掲載日   |
|-----|------------|--|--|-------|
| 14  | 住所地外接種届出済証 | 入所者と同時期接種の従事者は「住所地外接種届出済証」は必要ですか？  | <p>不要です。</p> <p>「住所地外接種届出（※）済証」は、やむを得ない理由がある場合、住民票所在地以外での接種に必要ですが、入所者と同時期に接種する従事者については不要とされています。</p> <p>※「住所地外接種届出」とは、住民票所在地と異なる市町村に居住している方が、お住まいの市町村で接種を希望する場合に、接種を行う市町村に事前に届出を行うことをいいます。（住所地外接種を受けるには一定の要件がありますが、高齢者施設等の従事者においては、接種券付き予診票を用いて接種を受けるため、当該届出は必要ありません。）</p> | 2月24日 |
| 15  | 接種日回数      | <p>施設内での接種は、2回接種のため2回のみという理解で良いですか？</p> <p>また、予定している接種日に体調不良等で接種できなかった場合、追加で接種日を設けることは可能ですか？</p> | <p>接種希望者は同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回接種する必要があります。施設規模によって、当該施設で設ける接種実施日の回数は異なるかと思われます。</p> <p>接種日に体調不良等で接種できなかった場合の対応は、追加で施設内接種日を設ける、（希望があれば）その方のみ医療機関での個別接種や集団接種会場での接種を受けることが考えられますが、具体的には、個別に接種医と調整してください。</p>  | 2月24日 |

| NO. | 項目   | 質問   | 回答  | 掲載日   |
|-----|------|--|---|-------|
| 16  | 接種体制 | 施設入所者に対して、接種医が複数の場合（かかりつけ医が入所者ごとに異なる場合がある）、どのような接種体制を構築する必要がありますか？ | <p>入所者のかかりつけ医が施設内で複数いらっしゃる場合は、それぞれの医師が新型コロナワクチンの集合契約に参加することで接種医となることは可能です。</p> <p>他方で、施設へワクチンを配送する際に、ワクチンが無駄にならないよう1バイアル5～6人分となるよう纏めて頂く必要が高いことが想定されます。</p> <p>そのため、ワクチンの配送を受けてから入所者のそれぞれ方が接種する日程まで、ワクチンが無駄にならないような調整も行う必要があり、施設内で「巡回接種チーム」を結成するなどの接種体制の構築が考えられます。</p> <p>&lt;構築例&gt;</p> <p>①接種医の中で代表者を予め決める。（その方がサテライト型接種施設として登録）</p> <p>②接種医の代表者とその他の接種医及び接種時に対応する看護師等で構成する「巡回接種チーム」を結成（その他の接種医及び看護師等の人数は施設の通常のインフルエンザの定期接種の体制と同様で良いと思われまます）</p> <p>③施設管理者と巡回接種チームとで接種者数と接種日程の調整行うなどの「接種計画」を立て、基本型施設へ連絡しワクチンの配送を受けられるようにする。</p> <p>④基本型接種施設から接種医代表者の医療機関（サテライト型接種施設）へ接種数分のワクチンを冷蔵（2～8℃）小分け移送（サテライト型接種施設への移送方法は、現在検討中です。）</p> <p>⑤接種医代表者の医療機関（サテライト型接種施設）から施設内へ移送、施設内の冷蔵庫（2～8℃で管理できるもの）でワクチン保管</p> <p>⑥施設内で、巡回接種実施（ワクチンを冷蔵状態にした後5日以内に接種できるようにする）</p> | 2月24日 |
| 17  | 接種体制 | 複数の施設で「巡回接種チーム」を結成し、接種体制の構築をすることは可能ですか？                            | <p>複数の施設を管理している事業者においても、ワクチンを冷蔵状態にした後、使いきれぬ接種計画を策定することで、複数の施設の入所者に対して接種することは可能です。</p>   | 2月24日 |
| 18  | 接種体制 | 施設で接種医を調整できなかった場合、市で派遣してくれますか？                                     | <p>マッチング希望の高齢者施設あてに医療機関一覧を6月24日にお知らせしました。。</p> <p>医療機関への接種依頼及び日程調整等は、各施設において医療機関と直接行っていただきますのでご了承願います。</p>  | 2月24日 |
| 19  | 接種費用 | 高齢者施設で接種体制を整える際に要する費用は支給されますか？                                     | <p>ワクチンについては無料とされていますが、施設において接種体制を整える際に要した費用は施設でご負担いただくこととなります。</p>   | 2月24日 |

## 名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&amp;A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目     | 質問   | 回答  | 掲載日   |
|-----|--------|--|---|-------|
| 20  | ワクチン配送 | サテライト型接種施設として申請した場合、どのような方法にてワクチンが供給されますか。 | サテライト型接種施設に登録した医療機関は、ワクチンの配送元として本市が委託する配送業者、または他の基本型接種施設のどちらかを希望していただきます。<br>なお、他の基本型接種施設を希望された場合は、施設間同士にて個別で調整していただくことになります。   | 6月14日 |
| 21  | 事業所番号  | 事業所番号がないサービスはどのように記載すればよいですか？              | 養護老人ホーム、住宅型有料老人ホームなど、事業所番号のないサービスについては記載しなくて結構です。   | 2月24日 |
| 22  | 従事者    | 入所施設と同一建物内の通所施設の従事者は高齢者施設等の従事者に含まれますか？     | 入所施設と通所施設が同一建物の場合、入所施設に従事し、利用者に直接接する職員については、通所施設との兼務であっても対象となります。   | 2月25日 |
| 23  | 接種対象者  | ロングショートの人は、施設内での接種対象としてよいですか？              | 実態として短期入所施設が生活の本拠となっている方については、そのこと自体の適否に関わらず高齢者施設等の入所者の範囲に含めることは差し支えありません。ただし、事前にワクチンの必要数等が把握でき、適切なタイミングで接種できることが必要です。(4月20日追記) | 2月25日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目    | 質問  | 回答  | 掲載日                        |
|-----|-------|---|---|----------------------------|
| 24  | 接種対象者 | 高齢者施設等に入所している方については当該施設での接種が認められています。通所により当該施設を利用している方についても、当該施設での接種を希望すれば受けられるという認識でよいでしょうか？   | <p>通所により当該施設を利用している65歳以上の者については、当該施設が住民票所在地に所在する場合は、当該施設において接種を受けることができます。</p> <p>(新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る第3回自治体向け説明会疑義回答より抜粋)</p> <p><b>【追記】</b><br/>当該施設が通所施設利用者の住民票所在地に所在する場合は、施設入所者の接種の際に、通所施設利用者への接種の機会を提供することは差し支えありません。ただし、事前にワクチンの必要数等が把握でき、適切なタイミングで接種できる必要があります。</p> <p>居宅サービスの利用者への接種については、5月24日の週の接種分（接種医療機関への初回配送は5月24日又は25日）以降であれば、居宅サービス事業所で、個別接種の枠組みで接種を行うことは差し支えありません。なお、通所系サービス事業所内での新型コロナワクチンの接種の実施については、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第20報）等を参照してください。（4月20日更新）</p> | <p>2月25日</p> <p>3月1日追記</p> |
| 25  | 従事者   | 高齢者施設について、給食や清掃などを委託業者に依頼しているが、高齢者と同じタイミングで接種できるとされている従事者の範囲をお示しください。   | <p>優先接種の対象となる高齢者施設等の従事者は、業務上「高齢者施設等の利用者に直接接する職員」です。また、一定の要件を満たす場合においては、接種順位の特例として、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えありません（要件：市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと。ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること。施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること）</p>  | <p>2月25日</p>               |
| 26  | 従事者   | 有料老人ホームを運営する法人が通所事業所も運営しており、有料老人ホームで新型コロナ患者が発生した場合は、同法人の通所事業所職員が有料老人ホームで業務につく想定（計画）を立てられており、入所者と接することになる。そのような位置づけの従事者を接種順位の特例扱いとなりますか？ | <p>実際に入所施設に従事し、利用者に直接接する職員については、通所施設との兼務であっても対象となります。想定のみの場合は、特例扱いとはなりません。（4月20日追記）</p>   | <p>2月25日</p>               |

| NO. | 項目     | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|--------|---|---|-------|
| 27  | 従事者    | 高齢者施設等に併設されている同じ法人の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの職員も利用者との関わりがあり、高齢者施設の従事者としてワクチン接種を実施してもよいですか？ | 当該職員が、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、業務上利用者に直接接する場合は従事者に該当します。<br>自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する居宅サービス事業所等の従事者であり、それらの患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する者であれば、併設する高齢者施設の入所者と同時に接種を受けることが可能です。詳細は、4月16日付「居宅サービス事業所等の従事者への新型コロナワクチンの接種について（通知）」をご覧ください。 | 2月25日 |
| 28  | 従事者リスト | 様式2の住民票住所は、住民票に記載されている正確な住所を書かなければいけませんか？   | 記載されている内容で名古屋市が接種券付き予診票を発行し、接種後に住民基本台帳の情報と照合して接種履歴の登録がされるため、接種券の情報が誤っていると、接種証明書の交付が受けられなかったり、今後提供され得る、当該履歴を使用した行政サービスが提供されない、接種医が報酬請求を行う際に正しく処理されない等の問題が生じる可能性があります。（4月16日追記・4月20日追記）   | 3月8日  |
| 29  | 従事者リスト | ワクチン接種に係る同意は、様式2作成前に従事者から取らなければなりませんか？作成後、接種までに取りればよいですか？                             | 様式2は、施設内で、入所者と同時期にワクチンを接種する、入所者に直接接する従事者について記載していただくものです。また、予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意思で接種を受けていただいています。こうしたことから、様式2作成前に従事者の理解を得ておくことが望ましいと考えられます。   | 3月8日  |
| 30  | 従事者リスト | 従事者にワクチン接種に係る意向を確認し、希望する者だけ様式2に記載するということですか？  | Q29のとおりです。  | 3月8日  |
| 31  | 総論     | ワクチン接種は強制ではなく任意ですか？   | ワクチン接種は任意であり、義務を課したり強制をするものではありません。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意思で接種を受けていただいています。  | 3月8日  |
| 32  | 従事者リスト | 高齢者への優先接種が開始する4月以降に在職予定の従事者をリストに記載すればよいですか？   | 採用予定の者がいる場合、その者が今回対象となる従事者の要件に当てはまれば記載することができます。なお、退職予定がある従事者は、退職までに2回の接種を完了できない場合、対象に含めないでください。異動により高齢者施設で入所者に直接接することがなくなる場合も同様です。   | 3月8日  |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目     | 質問   | 回答  | 掲載日   |
|-----|--------|--|---|-------|
| 33  | 従事者リスト | 様式2の提出期限後に採用が決まった者がいる場合はどのようにすればよいですか？   | 従事者の追加・修正・新規登録フォームにて、該当者のみのリストを申請してください。(6月30日更新)   | 3月8日  |
| 34  | 接種対象者  | 各高齢者施設においてワクチンの余剰分が発生した場合、ワクチンを無駄にしないために、余ったワクチンを(例えば)従事者の高齢の家族に接種を行うといったことは可能でしょうか。 | 余剰となったワクチンを、翌日以降に予定していた方を含め、その時点での接種順位に該当する方に接種していただくことは差し支えありません。まずは、接種券をお持ちの高齢者、接種券付き予診票が発行されている従事者で未接種の方に接種してください。<br>それでもなお、余剰分がある場合には、名古屋市内に住民票がある、65歳未満の入所者や従事者の家族の方への接種も可能です。(接種券が届いていない方に接種される場合は、予診票のみを作成して、接種を受けてもらい、接種券が届き次第医療機関に持参をしてください。) | 4月16日 |
| 35  | 接種会場   | 高齢者である施設の入所者が、施設内での接種を受けずに、医療機関(個別接種)や集団接種会場で接種を受けることは可能でしょうか。                       | 可能です。ただし、被接種者ごとに予約を取っていただく必要があります。  | 4月16日 |
| 36  | 接種会場   | 高齢者施設の従事者が、施設内での同時接種を受けずに、同じタイミングで医療機関(個別接種)や集団接種会場で接種を受けることは可能でしょうか。                | 6月30日から、接種券付き予診票を医療機関で使うことができるようになります(「6月24日通知」)が、集団接種や大規模接種会場の予約はできません。なお、接種券付き予診票を使用して医療機関で接種を受ける場合は、入所者と従事者が別々でも接種可能であり、証明書も不要です。(6月30日回答変更)   | 4月16日 |

| NO. | 項目     | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|--------|---|---|-------|
| 37  | スケジュール | 接種スケジュールはどのように立てたらよいでしょうか。  | 7月中には被接種者がそれぞれ2回の接種を終えられるような計画を立ててください。一例として、まずは施設・接種医が接種可能な日を確認し、その中で「もし希望通りにワクチンが配送された場合にいつ接種するか」を接種医と調整する等してください。<br>なお、これまで、入所者と同時接種を条件に従事者向けに接種券付き予診票を発行しておりますが、6月30日以降には、接種券付き予診票を医療機関等で使用することができるようになります。<br>(6月30日回答変更)   | 4月16日 |
| 38  | 削除     |   |   |       |
| 39  | 削除     |   |   |       |
| 40  | 接種対象者  | ①介護施設入所者等で意思確認が困難（意思疎通ができない場合）、家族や嘱託医の協力を得て、ワクチン接種の同意書をとることで接種してよいでしょうか。<br>②同意書をとることで接種が可能である場合、代諾者としてどの範囲の方を想定しているのでしょうか。<br>例) 保護者、親族、身元保証人後見人など | ①意思確認が困難な場合であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合に接種は可能です。<br>②上記の通り、代諾による接種は困難です。後見人が本人の意志を推定し尊重した上で同意の手続き（後見人による署名）を行った場合も接種可能です。   | 4月16日 |
| 41  | 接種対象者  | ①認知症、精神疾患、知的障害など、理由の如何にかかわらず、どのような手法をとっても本人同意が取れない場合は、後見人の同意をもって接種が可能と解してよいでしょうか。<br>②後見人等の同意が得られない場合でも、接種してよいでしょうか。                                | ①後見人が本人の意志を推定し尊重した上で同意の手続き（後見人による署名）を行った場合には接種可能です。<br>②本人又は後見人の同意が必要となりますので、得られない場合は、接種することはできません。<br>※新型コロナワクチン接種における成年後見人の役割については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室が発出した「成年後見制度利用促進ニュースレター第29号」等も参考にしてください。（URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/sesakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/sesakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html</a> ）<br>※後見人とは、「成年後見人」のことを指します。（4月20日追記） | 4月16日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目     | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|--------|---|---|-------|
| 42  | 従事者リスト | 3月の提出の際と違い、今回は「とりまとめ団体」の項目に「名古屋市」と入力するよう指示があるが、すでに提出したものを差し替える必要はあるか。 | 「とりまとめ団体」の項目の訂正については、名古屋市で行うため差し替えの必要はありません。  | 4月20日 |
| 43  | ワクチン配送 | ワクチンはどこに配送されますか。  | ワクチンの接種を行う医師（接種医）が所属する医療機関に配送されます。  | 4月20日 |
| 44  | 削除     |   |   |       |
| 45  | 登録フォーム | 1つの施設で複数の接種医に接種を依頼する予定（Q16参照）ですが、LoGoフォームでの接種予定者登録は1つにまとめて行ってよいでしょうか。 | それぞれの接種医ごとに分けて登録してください。   | 4月20日 |
| 46  | 従事者リスト | 従事者リストは何に使用するのでしょうか。  | 施設内で接種を受ける際に、接種券が発行されない方に接種券をお渡しするために使用します。したがって、従事者であっても65歳以上の方には、4月中には本人の住民票所在地に接種券が届く（名古屋市の場合）ため、接種券付き予診票を別に発行する必要がないと考えております。 | 4月20日 |
| 47  | 削除     |   |   |       |
| 48  | 従事者リスト | 医療従事者として接種を受けるため、施設内での接種は受けない予定の従事者がいますが、その方について従事者リストに記載する必要がありますか。  | 必要ありません。  | 4月20日 |
| 49  | 削除     |   |   |       |
| 50  | 削除     |   |   |       |
| 51  | 接種計画   | 1日で全員を接種しなければならないのでしょうか。  | 必ずしも1日で接種する必要はありません。接種を受けた入所者や従事者にワクチン接種による発熱等の症状が出ることも想定されますので、それを踏まえた上で接種日を分けることも有効な手段だと考えます。                                   | 4月20日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目   | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|------|---|---|-------|
| 52  | 同時接種 | 高齢者施設の従事者へのワクチン接種について、入所者の接種日に接種予定であったが、夜勤・体調不良等で接種できなかった場合、別日程・別会場に集めて、施設職員だけの接種日を設けることは可能でしょうか。(高齢者の集団接種と同じ日程ではなく、施設職員のみ日程設定では無理でしょうか。) | <p>お示しいただいた取り扱いはできません。</p> <p>高齢者施設の従事者における接種順位の特例は、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行う場合に適用される特例です。</p> <p>なお、何らかの事情により、入所者と同時に接種ができなかった従事者の方については、6月30日以降、接種券付き予診票を施設内に加え、医療機関でも使用できるようになります(「6月24日通知」)。その際は、入所者と従事者が別々でも接種可能です。(6月30日追記)</p>                           | 4月20日 |
| 53  | 同時接種 | 従事者が一部の入所者よりも早く接種を受けてもよいか。<br>(例：5月12日に入所者10人+従事者5人、5月17日に入所者10人+従事者5人、5月24日に入所者10人+従事者5人)  | リスク管理の観点からの対応であれば差し支えありません。   | 4月20日 |
| 54  |      | 削除  |   |       |
| 55  |      |   |   |       |
| 56  |      |   |   |       |
| 57  |      |   |   |       |
| 58  |      |   |   |       |
| 59  | 接種医  | 複数のかかりつけ医がそれぞれ20人ずつの入居者の健康管理をしていますが、そのうち1人の医師のみワクチン接種ができません。どのように対応したらよいでしょうか。  | <p>接種医が見つからない入所者について、</p> <p>①ワクチン接種ができる他のかかりつけ医に接種をお願いする。</p> <p>②かかりつけ医ではない外部の接種医に接種をお願いする。</p> <p>等の対応が想定されます。</p>   | 4月21日 |
| 60  |      | すでに1回接種を受けた方が入所しましたが、2回目の接種を施設で受けることは可能でしょうか。   | <p>可能ですが、1回目に接種したメーカーのワクチンと同じメーカーであることを確認のうえ、適切な間隔を空けて接種するようにしてください。</p> <p>なお、別のメーカーの場合は、コロナワクチンナビで1回目と同じメーカーのワクチンを接種できる施設を探してください。</p> <p><a href="https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0056.html">https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0056.html</a></p> | 4月21日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目  | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|-----|---|---|-------|
| 61  | 予診票 | 1回目を市外の自治体で受けた方が入所し、所持している予診票が市外の自治体が発行したのですが、そのまま使用可能でしょうか。                          | 可能です。   | 4月21日 |
| 62  | 接種券 | 住民票所在地が市外の入所者について、その市外の自治体の接種券の発送予定が遅く、接種に間に合いません。名古屋市中で発行してもらえますか。                   | 名古屋市では発行できませんので、接種券を発行する自治体に直接お問合せください。(本市では住民票所在地が市外の入所者の接種券の発行はできません。(従事者向けの接種券付き予診票は本市で発行いたします。))  | 4月22日 |
| 63  | 予診票 | 予診票に、『「新型コロナワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。』とありますが、「新型コロナワクチンの説明書」とは何のことでしょうか。     | 厚生労働省が作成する「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」のことを指します。この説明書は、接種券とは別に4月16日より順次各戸配布しております。なお、次のウェブサイト(厚生労働省)からダウンロードすることもできます。<br>(URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html</a> ) | 4月22日 |
| 64  | 予診票 | 入所者に届いた接種券等に、2回目の接種分の予診票が入っていませんが、いつもらえるのでしょうか。                                       | 1回目の接種時に、医療機関から交付を受けてください。交付を受けられなかった場合には、以下のウェブサイト(名古屋市)からダウンロードしたものを使用することもできます。なお、1回目の接種の予診票は2枚複写式ですが、2回目用としてダウンロードする場合は1枚で構いません。<br>(URL: <a href="https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140235.html">https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140235.html</a> )           | 4月22日 |
| 65  | 接種券 | 接種券はシール式になっていますが、あらかじめ予診票に貼付しておいたほうがよいでしょうか。  | 貼付せずに接種医にお渡しください。(「接種した場合」「予診を行ったが接種を見合わせた場合」「予診前に接種を見合わせた場合」により貼付有無や貼付する接種券の種類が異なります。)   | 4月22日 |
| 66  | 接種券 | 入所者に届いた接種券(シール式のもの)について、住所や氏名が変更になった場合、変更前の接種券は利用できるのか。また、利用できる場合、本人確認はどのようにするのでしょうか。 | 住民票所在地によって異なります。<br>①住民票所在地が名古屋市の方<br>接種時の本人確認の際、氏名の変更や市内の住所異動であって、内容について本人確認書類により確認が可能な場合には、利用可能です。(注)従事者に発行される接種券付き予診票につきましては取扱いが異なります。※Q67を参照してください。<br>②住民票所在地が名古屋市以外の方<br>市町村によって取扱いが異なる場合がありますので、接種券を発行した市町村にお問合せください。  | 4月22日 |

| NO. | 項目       | 質問  | 回答  | 掲載日   |
|-----|----------|---|---|-------|
| 67  | 接種券付き予診票 | 従事者用の接種券付き予診票について、住所や氏名が変更になった場合、変更前の接種券は利用できるのか。また、利用できる場合、本人確認はどのようにするのでしょうか。                     | 原則として、再発行を受けてください。<br>再発行方法は、NAGOYAかいごネットに掲載しております。(URL: <a href="https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021032900036/">https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021032900036/</a> ) (6月30日更新)  | 4月22日 |
| 68  |          | 接種済証には「接種場所」の記載欄があるが、巡回接種の場合はどのように記載すればよいか。接種を実施する医療機関名(例：〇〇診療所)でよいのか、それとも個別具体的な巡回接種場所まで記載する必要があるか。 | 医療機関が実施する場合は医療機関を記載いただいて差し支えありません。(巡回接種会場を設置している場合にその会場名を記載することも差し支えありません。)   | 6月30日 |
| 69  |          | 薬液充填は、無資格者でも行えるのでしょうか。もし制限があるのであれば、どの資格を有していれば可能でしょうか。  | 薬液充填については医師、看護師・准看護師、薬剤師、歯科医師が実施することが想定されます。  | 6月30日 |
| 70  |          | 歯科医師が、希釈及び薬液充填(分注)を行うことは可能と解釈しますが、いかがでしょうか。   | お見込みのとおりです。   | 6月30日 |
| 71  |          | 1回目の接種を受けた後に転勤、退職等した場合、どのようにして接種を受けたらよいでしょうか。   | 転勤の場合には、転勤後の勤務先で受けてください。その場合、転勤先の施設で接種券付き予診票の再発行を受ける必要があります。高齢者施設等への転職の場合も同様です。<br>退職の場合には、元の勤務先において接種機会を確保するよう努めることとしており、接種を行うことについては差し支えありません。  | 6月30日 |
| 72  |          | 高齢者への優先接種において、巡回接種によって、通所介護事業所で利用者へ接種を実施することは可能か。   | 巡回接種により、通所介護事業所で利用者へ接種を実施することは可能です。<br>なお、通所介護事業所を接種会場として活用することについては、接種会場の設営に当たり必要となる諸手続(例：医療法に基づく巡回健診の届出等)や運営方法(例：会場のレイアウトや医療従事者の確保等)等について、市町ともよく相談した上で対応いただく必要があります。<br>また、通所系サービス事業所内において新型コロナウイルスワクチン接種を実施する場合の介護報酬等の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第20報)」(令和3年4月5日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名通知)を御参照ください。 | 6月30日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目 | 質問  | 回答   | 掲載日   |
|-----|----|---|--|-------|
| 73  |    | <p>「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」ですが、介護の居宅サービスの従事者の接種について、高齢者施設に併設していない、居宅サービスだけを行っている事業所は、該当しないということでしょうか。</p> | <p>高齢者施設の従事者が高齢の入所者と同時に接種できる接種順位の特例は、施設のクラスター対策のより一層の推進という観点で設けられているものであるため、高齢者施設に併設されていない居宅サービス事業所は、対象とすることは困難であると考えられます。</p>                             | 6月30日 |
| 74  |    | <p>高齢者施設への巡回接種で希釈・充填したワクチンが余った場合に、希釈後6時間以内にシリンジのまま巡回元の医療機関に持ち帰り、当該医療機関の高齢者の入院患者で希望する者に接種することは可能でしょうか。</p>                 | <p>可能です。希釈後の保管可能時間である6時間にご留意ください。</p>  | 6月30日 |
| 75  |    | <p>予診票下の「実施場所」と「医療機関コード等」欄について。高齢者施設へ医師が巡回接種に行った場合などは、実施場所と、医療機関コードが指す医療機関が一致しない場合があるが、請求手続きで問題は発生しないか。</p>               | <p>医療機関が巡回接種を行う場合、医療機関コードに誤りが無ければ請求手続きは適正に行われますが、ご指摘のような疑義を招かないためには、接種場所に医療機関名を記載することが望ましいと考えられます。</p> <p>実施場所を記載した場合でも、医療機関等コードについては、実施機関のコードを記載ください。</p> | 6月30日 |

| NO. | 項目 | 質問  | 回答   | 掲載日   |
|-----|----|---|--|-------|
| 76  |    | <p>現在、高齢者施設の業務従事者については、施設内で高齢者の接種時に接種する場合、特例的に同時接種が認められている。しかし、グループホーム等の小規模の施設の場合、接種を実施するための十分なスペースがないため、集団接種会場へ出向いて接種を希望される施設も多い。</p> <p>仮に、集団接種会場に介助や見守りのために施設の業務従事者の方が施設入所者の方々と一緒に来場した場合、施設内での接種と同様に同時接種を行うことは問題ないか。</p> | <p>高齢者施設の従事者の接種については、接種順位の特例として、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うこととされています。</p> <p>仮に、集団接種会場に介助や見守りのために施設の業務従事者の方が施設入所者の方々と一緒に来場した場合、施設内での接種と同様に同時接種を行うことはできません。</p>             | 6月30日 |
| 77  |    | <p>認知症の方や成年被後見人の方など、接種対象者の意思確認を行うことが難しい場合、どうすれば良いか。</p>   | <p>原則として、接種対象者ご本人の同意に基づき接種が行われる必要があります。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。なお、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人の場合、成年後見人による同意の署名が可能となっております。（あくまで署名という手続きが可能という意味であり、同意そのものを後見人単独で行うことができるという趣旨ではございません。）</p> | 6月30日 |

名古屋市高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

(国からの通知等により変更する場合があります)

| NO. | 項目     | 質問  | 回答   | 掲載日   |
|-----|--------|---|--|-------|
| 79  |        | <p>65歳以上の考え方は、令和3年度中に65歳に達する者であり、16歳の考え方は接種日時点において16歳以上の者であるが、次順位である60～64歳の者の60歳の考え方についても、令和3年度中に60歳に達する者という理解でよろしいでしょうか。</p>       | <p>60～64歳については、令和3年度中に60～64歳に達する者です。</p>   | 6月30日 |
| 80  |        | <p>①高齢者施設でロングショートを利用している市外の方への接種はできるのか。<br/>②①について「できる」場合、住所地外接種として市町村に申請することなく接種ができるか。</p>   | <p>住民票所在地外に所在する高齢者施設において、いわゆるロングショートを利用している方への当該施設内における接種については、「やむを得ない理由がある場合の住民票所在地外での接種」に該当し、かつ、「市町村への届出を省略することができる場合」にも該当します。<br/>短期入所単独事業所についても同様に扱っていただいて差し支えありません。</p>                                     | 6月30日 |
| 81  |        | <p>居宅サービス事業所等の従事者の登録をしたがその後の流れを教えてください。</p>   | <p>本市が年齢区分ごとに発送する接種券が届き次第、「基礎疾患がある方等」の枠で予約可能となります。接種の際は事業所から従事者宛てに証明書を交付してください。市外在住の従事者は住民票のある市町村にご確認してください。</p>   | 6月30日 |
| 82  | 接種状況把握 | <p>かいごネットで実施している新型コロナウイルスワクチンの接種完了登録フォームにおいて、1回目の接種完了とは、どの時点を言うのか。施設全体で1回目の施設内接種をした後に、新たに入所した入所者がいる場合、どのタイミングで登録フォームに入力すればよいのか。</p> | <p>ワクチン接種を希望する入所者全員に対し接種が完了しましたら登録フォームに入力をお願いいたします。施設全体で1回目の施設内接種をした後、登録フォームに入力するまでの間に、ワクチン接種を希望する新たな入所者が入所した場合、当該入所者の接種が完了した後に、登録フォームに入力してください。<br/>なお、登録フォーム入力後に、利用者の入退所及び職員の入退職があった場合、改めての修正入力の必要はございません。</p> | 6月30日 |